

# 資料編

## 1. 計画策定の経緯(摂津市子ども・子育て会議開催状況)

開催日	回	主な内容
平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年度 第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付式</li> <li>・子ども・子育て会議について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査について</li> </ul>
平成 25 年 10 月 25 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査票の修正及び提案について</li> <li>・ニーズ調査の今後の進め方について</li> </ul>
平成 25 年 12 月 16 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援ニーズ調査の配布及び回収状況について</li> <li>・摂津市の子ども・子育てをめぐる現状について</li> <li>・人口推移と将来人口予測</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画素案について</li> </ul>
平成 26 年 2 月 27 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査結果について（報告）</li> <li>・圏域の設定について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について</li> <li>・支給認定基準、運営基準等条例制定について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について検討状況（国会議）</li> </ul>
平成 26 年 3 月 27 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査結果について（主に自由意見）</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画骨子案について</li> <li>・支給認定基準、運営基準等条例制定について</li> <li>・平成 26 年度の取り組みについて</li> </ul>
平成 26 年 7 月 3 日	平成 26 年度 第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業に対する基準条例案の検討について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援新制度スケジュールについて</li> </ul>
平成 26 年 8 月 5 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業に対する基準条例案の検討について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
平成 26 年 9 月 12 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性の認定について</li> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・放課後子ども総合プランについて</li> </ul>
平成 26 年 10 月 28 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・保育の必要性の認定について</li> <li>・検討部会からの報告及び民営化の拡大について</li> <li>・摂津市放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例について</li> </ul>
平成 26 年 12 月 2 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・保育料について</li> </ul>
平成 27 年 1 月 28 日	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・保育料について</li> </ul>
平成 27 年 3 月 2 日	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について</li> </ul>

## 2. 摂津市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 3. 摂津市子ども・子育て会議委員

摂津市子ども・子育て会議委員名簿（順不同・敬称略） 平成27年3月31日現在

区分	氏名	所属（団体等）
子どもの保護者	羽矢 雅美	摂津市PTA協議会
	吉住 理恵	就学前児童保護者
	宮谷 亜紀	就学前児童保護者
	山本 浩子	就学児童保護者
事業主を代表する者	阪田 雅克	摂津市商工会
労働者を代表する者	杉山 猛	連合大阪北大阪地域協議会 吹摂地区協議会
子育て支援事業従事者	日野 正信	摂津市保育連盟
	中川 美幸	摂津私立幼稚園代表者
	川上 三千代	子育てグループ代表者 NPO 法人キッズぽてと
	○榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
学識経験者	◎米澤 好史	和歌山大学 教育学部
	柏原 栄子	大阪人間科学大学 子ども福祉学科
関係行政機関の職員	北島 信子	大阪府茨木保健所
市長が適当と認める者	川口 弘美	摂津保育運動連絡会
	切東 美子	摂津市医師会
	原田 文子	摂津市民生児童委員協議会

氏名欄の◎は会長、○は副会長

## 4. 用語説明

### 【M】

#### MY TREE ペアレンツ・プログラム

子育てにつらさを感じている、または子どもに体罰や精神的ダメージを与えてしまう親のための回復支援プログラム。少人数での語り合いの中で、自分と子どもをより深く知り、受け入れることで、子どもとの関係を変えていくというもの。

### 【あ行】

#### 生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、「①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力」、「②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」として

#### 親学習

子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくこと。大阪府では、親となるための準備期である中学生及び高校生、子どもが乳幼児期の親、子どもが思春期までの親、子育てを支援する時期の幅広い世代を対象に教材を作成するとともに、参加型の学習を展開している。

### 【か行】

#### 外国語活動支援員

学校や地域において外国語活動等の支援を行う人材。各市町村から認定を受けて学校の外国語の授業に派遣され、学級担任と連携しながら、児童・生徒の外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や外国語活動への関心・意欲の向上に取り組む。

#### キャリア教育

勤労観・職業観を育てる教育。児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。小学校から開始され、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。学校卒業後職につかずひきこもるニートなどを減らす目的もある。

## ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。また、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

## 合計特殊出生率

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

## 【さ行】

### 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。「相手を思いやる気持ち」や「自分の言動に責任を持つ」などの倫理的な態度に加えて、個人情報の保護やなりすましの危険から身を守るなど情報安全の考え方も含まれる。

### スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、心の問題の専門家として児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。その多くは臨床心理士。

### スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路など周辺地域を見回しするボランティア。学校安全ボランティア。学校安全警備員。

### スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みについて、子どもと向き合うだけでなく、家庭をはじめ医療機関、福祉関係施設、警察など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整し、解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが担うことが多い。

### セーフティネット

社会的安全網。個人や企業に事故や災害、経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組み。

### ソーシャルスキル

社会技能。対人関係における挨拶・依頼・交渉・自己主張など、社会の中で自立し、主体的であるとともに、他者との協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。

## 【た行】

### 地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育（定員6～19人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

### 地域教育協議会

地域学校連携活動支援事業（学校地域本部事業 + 地域教育力活性化事業）のもと、中学校区ごとに設置される協議会（略称「すこやかネット」）。教育コミュニティづくりのため、学校支援活動や、見守り、健全育成など、地域での子どもに関わる活動を展開している。

### デートDV

交際相手への暴力行為をデートDVという。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、友人との付き合いを制限するなど含まれる。その根底には、偏った男女観や恋愛観、暴力に対する容認などがある。暴力が繰り返されることにより、支配・被支配の関係に陥り、より暴力被害が大きくなる傾向がある。

## 【な行】

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。子育て支援の場も備えており、園外の家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで、利用することができる。

## 【は行】

### 非暴力アクションワークショップ

人権侵害（ジェンダー・DV・子どもの虐待・いじめ・差別など）の問題を、暴力的でない方法で考える参加型体験学習。頭で理解するのではなく、心と体を使って感情を表現したり、行動したりすることを重視する。非暴力による問題解決の大切さを子どもたちに伝え、暴力の被害者にも加害者にもならないための非暴力トレーニングを行う。

### ファンフレンズ

オーストラリアで開発された、子ども参加型プログラム。子どものレジリエンス（人として幸せな生活を自分で築いていく力、精神的回復力、折れない心）を育み、自己肯定感と社会性を強化し、子どもたちが情操豊かに生きていくための力をつける支援をする。

## ブックスタート

0歳児から絵本に親しませ、子どもの情緒的發展を促進するとともに、読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めることを目的とした運動。0歳児健診時などに市区町村自治体が絵本を配布している。

## 【ま行】

### 前向き子育てプログラム（トリプルP）

オーストラリアで開発された、子どものメンタルヘルスのための親対象子育て支援プログラム。家族、学校、地域の中で起こる問題を予防し、子どもたちが自己の可能性を伸ばせる家庭環境を創ることを目的としている。トリプルP（PPP）は「Positive Parenting Program」の頭文字。

## マタニティマーク

妊婦であることを示すマーク。キーホルダーなどの形で身につけ、妊娠初期など外見から妊婦かどうか判断しにくい女性に対しても、周囲の人が配慮しやすいように考えられたもの。厚生労働省が平成18年に発表したものや、自治体などが独自に作成・配布しているものがある。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインをめざす概念。1990年代にアメリカのロナルド・メイス博士が提唱し、①公平性、②自由度、③簡単さ、④明確さ、⑤安全性、⑥持続性、⑦空間性の7つの原則を提案している。

摂津市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月 発行

発行：摂津市

編集：摂津市教育委員会次世代育成部こども教育課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL：06-6383-1111（大代表）

／072-638-0007（代表）



摂津市マスコットキャラクター  
セッピー